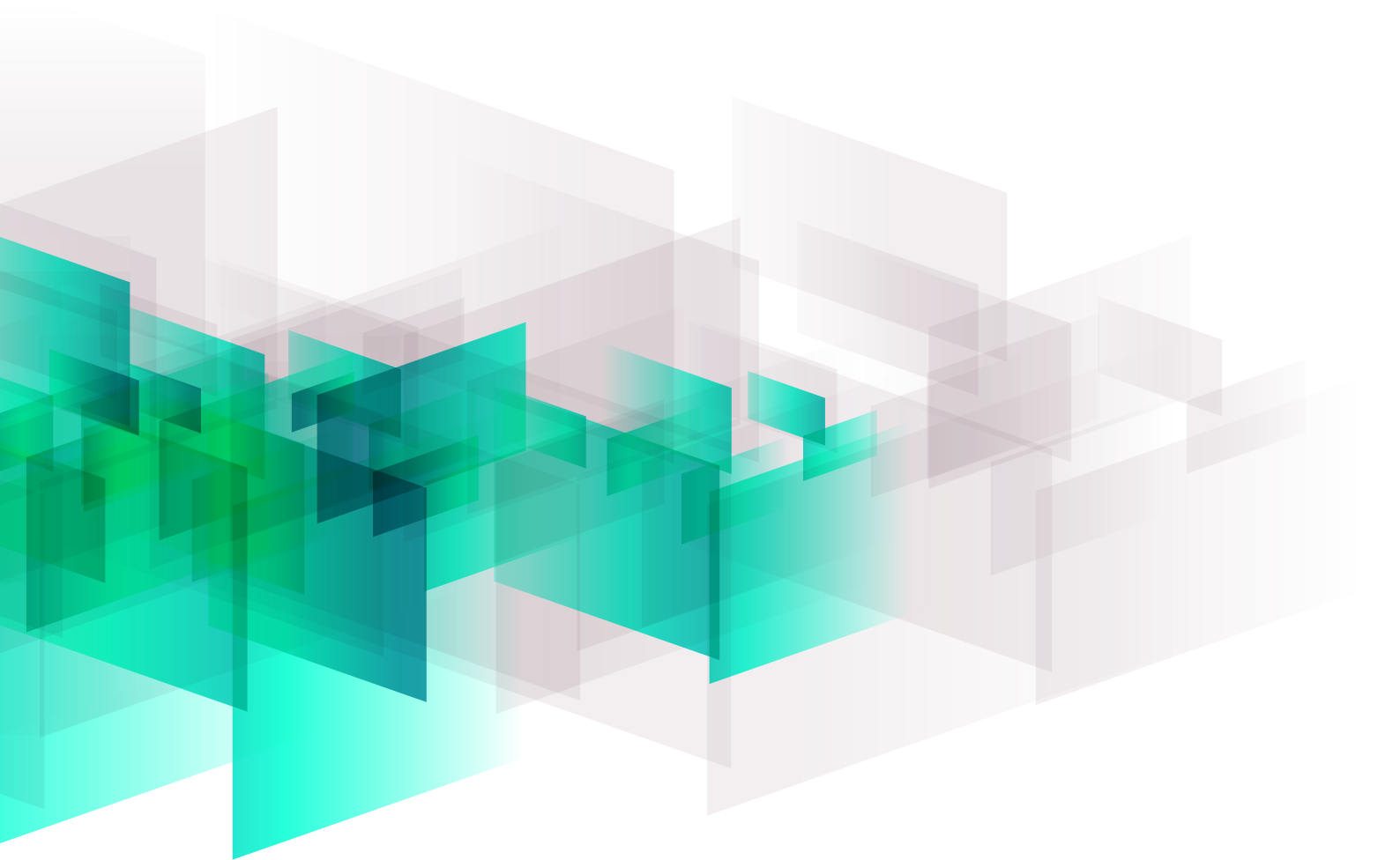


ODA評価

年次報告書 2022



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

目 次

❖ ODA 評価とは？	03
❖ 2021 年度外務省 ODA 評価のまとめ	05
開発の視点からの評価	05
外交の視点からの評価	05
提言	06
寄 稿 ODA 評価年次報告書の 30 年	07
❖ 2021 年度外務省 ODA 評価結果	09
東ティモール国別評価	09
ペルー国別評価	11
マラウイ国別評価	13
教育協力政策の評価	15
平成 29 年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	17
コラム 東ティモール国別評価の現場から～外務省評価担当の声	19

 ODAに関するその他の評価の概要	21
政策評価法に基づく評価	21
各省庁による評価	21
国際協力機構（JICA）による評価	22
被援助国政府・機関などによる評価	22

 外務省 ODA 評価結果フォローアップ	23
2021 年度提言への対応策	23
コラム 第 17 回 ODA 評価ワークショップ～初のオンライン開催	26
2020 年度提言への対応策の実施状況	27

 編集後記	31
--	----

 関連ウェブサイト	32
--	----

ODA 評価とは？

日本は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に貢献することを目的に開発協力を推進しています。そのための公的資金が ODA（Official Development Assistance（政府開発援助））で、ODA の実施状況とその効果を確認し、分析する作業が ODA 評価です。

ODA 評価の目的は 2 つあります。1 つは、**ODA の実施状況や効果の検証により、ODA をより効果的かつ効率的なものに管理改善すること**。もう 1 つは、**評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たすとともに国民の理解を促進し、その支持を得ること**です。

日本の ODA 評価は、2002 年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（政策評価法）に先立つ 1975 年から着実に実施されており、経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）をはじめとする国際的な ODA 関連機関による評価基準や実践を踏まえ、その方法を発展させてきました。

この年次報告書は、政策評価法に基づく評価とは別に、外務省が独自に実施する ODA 評価を扱っています。

実施体制

日本の ODA は、外務省が政策を企画・立案し、個々の事業の実施は主に独立行政法人国際協力機構（JICA）が担っています。ODA の評価についても、外務省と JICA が相互に連携しながら役割を分担して実施しています。

現在、外務省は、主に ODA の政策を対象とした評価を外部の有識者、コンサルタントなどに委託する第三者評価の形で実施しています。一方、JICA は、自らが実施を担う個々の事業を対象とした評価を中心に実施しています。

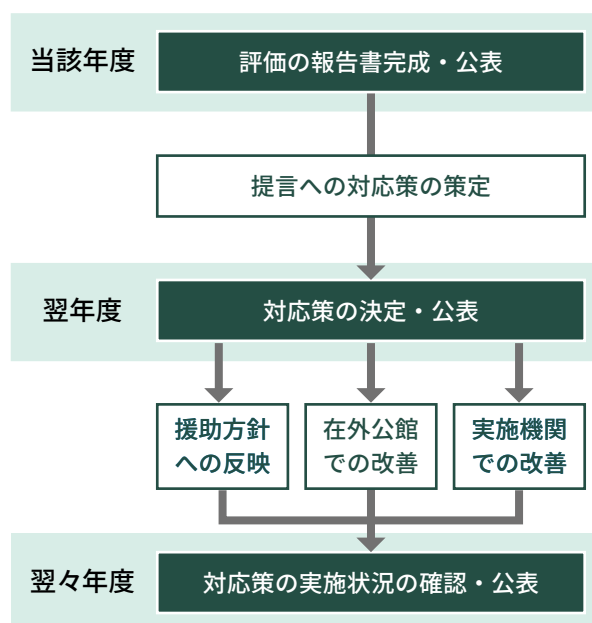
また、外務省は、開発途上国の評価能力向上を目的とした支援も実施しています。

ODA 評価結果の活用

ODA 評価により得られた結果及び提言は、ODA 政策の企画・立案を担当する外務省や、個々の事業の実施を担当する JICA などの関係者に真摯に受け止められ、将来の ODA 政策の企画・立案及び事業の実施に活用されることが重要です。

このため、評価終了時には、評価者が外務省関係者に対し直接、評価結果及び提言を報告します。評価実施の翌年度には、外務省と JICA が連携し、提言に対し具体的にどのように対応していくか「対応策」を策定しています。また、評価実施から 2 年後にはこの対応策がどのように実現されたかを確認し、いずれの内容もこの年次報告書の中で公表しています。

これらを通じ、外務省は、ODA 評価の目的である「ODA の管理改善」と「国民への説明責任」を果たしています。



▶ 評価対象

外務省が実施する ODA 評価（第三者評価）は、特定の国や地域に対する ODA 政策を評価する「国別・地域別評価」と、教育、保健、環境など特定の課題や、技術協力、無償資金協力など特定の援助形態（スキーム）を評価する「課題・スキーム別評価」に分類されます。

また、2017 年度からは、外務省が実施する無償資金協力のうち供与限度額が 10 億円以上の個別事業を対象とした評価も、第三者評価の形で実施しています。なお、供与限度額 2 億円以上 10 億円未満の個別事業については内部評価を実施しています。

ODA 個別評価報告（内部評価）

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/oda/page24_000056.html

▶ 評価の視点／評価基準

外務省による ODA 評価（第三者評価）は、支援を受ける国の開発にどの程度役立っているか（開発の視点）に加え、評価対象となる ODA 政策が日本の国益にとってどのような影響があるか（外交の視点）という視点から評価を行っています。評価基準は以下のとおりです。

1 開発の視点からの評価

国際的に認知されている経済協力開発機構 / 開発援助委員会 (OECD-DAC) の設ける 6 つの評価基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を踏まえ、日本の ODA 政策を評価するのにふさわしい以下の評価基準を設けています。また、それぞれの評価基準ごとに具体的な検証項目を設定しています。

■ 政策の妥当性

日本の上位政策や、支援を受ける国のニーズ、国際的な優先課題と合致していたか、また、他国と比較して日本が優位性を持つ内容であったか、など。

■ 結果の有効性

当初の目標・目的がどの程度計画どおりに達成され、具体的にどのような効果があったか、など。

■ プロセスの適切性

ODA 政策を企画・立案・実施するプロセスや実施体制は適切であったか、他の支援国や国際機関、NGO 等との効果的な連携は行われていたか、など。

2 外交の視点からの評価

■ 外交的な重要性

国際的な優先課題の解決、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにとってどのような点で重要であったか。

■ 外交的な波及効果

国際社会における日本のプレゼンス向上、二国間関係の強化、日本の安全・繁栄などにどのように貢献したか。

▶ ODA 評価ガイドラインとハンドブック

外務省は、外務省が実施する ODA 評価の指針として「ODA 評価ガイドライン」と、具体的な評価実施の流れや手法について記載した「ODA 評価ハンドブック」を作成しています。これらは、主に ODA 評価の実務に役立てることを目的に作成していますが、ODA やその評価に関心のある方々にとっても有益な情報を掲載しています。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_a.html

2021 年度外務省 ODA 評価のまとめ

2021 年度は、国別評価 3 件（東ティモール、ペルー、マラウイ）、課題別評価 1 件（教育協力政策）、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価 1 件（平成 29 年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」）、計 5 件の第三者評価を実施しました。

開発の視点からの評価

国別評価 3 件及び課題別評価では、「政策の妥当性」、「結果の有効性」、「プロセスの適切性」のすべてについて、「極めて高い」または「高い」と評価されました。日本の上位政策や相手国のニーズと整合性があり、相手国の抱える開発課題解決に日本の協力が貢献していること、適切なプロセスで政策策定や実施が行われていることが確認されました。

無償資金協力個別案件の評価では、「計画の妥当性」は「極めて高い」と評価されましたが、「結果の有効性」は、地域の経済社会開発や日系企業支援の達成が短期的には確認できないこと、一部の機材が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、修理や必要な工事が未了であることから、「一部課題がある」と評価されました。

評価案件	開発の視点からの評価レーティング		
	政策の妥当性（注 1） 計画の妥当性（注 2）	結果の有効性	プロセスの適切性
東ティモール国別評価	高い	高い	高い
ペルー国別評価	極めて高い	極めて高い	極めて高い
マラウイ国別評価	高い	高い	高い
教育協力政策の評価	極めて高い	高い	高い
平成 29 年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価	極めて高い	一部課題がある	

※レーティング基準

- 極めて高い：** 全ての検証項目で極めて高い評価結果であった。
高い： ほぼ全ての検証項目で高い評価結果であった。
一部課題がある： 複数の検証項目で高い評価結果であった一方、一部改善すべき課題が確認された。
低い： 複数の検証項目で低い評価結果であった。

（注 1）国別評価、課題別評価の場合

（注 2）無償資金協力案件の評価の場合。2020 年度に実施した「外務省が実施する二国間無償資金協力個別案件の評価についての分析・評価手法の分析」の結果を踏まえ、2021 年度から、開発の視点と外交の視点とを統合し、「計画の妥当性」及び「結果の有効性」の 2 つの基準を用いて評価を実施。また、「計画の妥当性や結果の有効性が確保されるようなプロセスが取られていたか」を検証する「プロセスの適切性」は、「計画の妥当性」と「結果の有効性」の評価設問の一部とし、独立した評価基準とはしない。

外交の視点からの評価

2015 年以降、すべての外務省 ODA 評価案件において、日本の国益への影響を確認する外交の視点からの評価を実施しており、評価基準として「外交的な重要性」（日本の国益にとってなぜ重要か）と「外交的な波及効果」（日本の国益にどう貢献したか）を設けています。なお、外務省が実施する無償資金協力の個別案件の評価においては、2020 年度に見直しを行った結果、2021 年度より「外交の視点」を「開発の視点」と統合し、「外交的な重要性」にかかる検証項目は「計画の妥当性」に、「外交的な波及効果」にかかる検証項目は「結果の有効性」に含めています。

2021 年度の国別評価においては、**外交的な重要性**及び**外交的な波及効果**につき、いずれの国でもその重要性が確認され、一定の波及効果が見られたとされており、重要な外交ツールとして、ODA が二国間関係の強化、日本に対する理解や友好関係の促進等に有効に活用されていることが確認されました。一方、経済関係の強化や民間企業の進出・投資の促進に関し

ては、まだ成果に結びついていない部分があるとの指摘もなされています。

教育協力政策の評価においても、日本のプレゼンスや信頼感の向上、二国間関係の強化などの**外交的波及効果**を上げたことが確認されました。

提言

2021 年度に実施した 5 件の ODA 評価の結果、それぞれの評価案件の個別事情を踏まえた提言がなされました（各提言と提言への対応策は p.23 ～ p.26 に掲載）。それらのうち、複数の案件に共通する提言、また、他案件へも適用が可能な提言は以下のとおりです。

複数の評価案件に共通する提言

● 人材育成分野における支援の継続・強化

国別評価 3 件すべてにおいて、人材育成分野に関連する支援の継続や強化に関する提言が出されました。持続的経済成長を遂げるためには人材育成が重要であること（東ティモール）、長期的人材育成につながる技術協力を継続すべきであること（ペルー）、日本は草の根レベルでの人材育成を通じた技術協力に比較優位性をもっていること（マラウイ）などが指摘されました。

● 相手国における投資環境の整備・民間連携の促進

ODA における官民連携促進は、日本政府の方針のひとつです。国別評価 3 件すべてにおいて、民間企業の活動促進のための取組や民間セクターとの連携強化についての提言がありました。投資環境整備のための法整備支援（東ティモール、マラウイ）や、民間連携スキームの積極的な活用（ペルー）が言及されています。

● 日本の協力についての広報の強化

マラウイ国別評価と教育協力政策の評価において、相手国国民や国際社会に対する日本の協力についての広報の強化が提言されました。

他への適用可能性が見込まれる提言

● 政策策定時の達成目標の設定

教育協力政策の評価において、「平和と成長のための学びの戦略」（2015 年策定）には、実施期間、達成に関する目安・目標、指標が設定されておらず、何に対して達成度を測るのが明確でないとの指摘があり、次期の政策策定時には、それらを設定し政策に盛り込むべきと提言されました。教育協力政策に限らず、政策を実施・モニタリングし、客観的な評価を行い、次の政策の改善につなげていくためには、政策の達成目標の設定は重要であり、他の ODA 関連の政策策定時にも考慮すべき内容です。

寄稿

ODA 評価年次報告書の 30 年



同志社大学政策学部教授／日本評価学会顧問

山谷 清志

ODA 評価にも時代の変化がある。ODA に関わる実践と評価の理論研究、二つの変化がある。国際援助に関わる専門的なディシプリン、評価の実践をふまえた国際的な専門研究、そして外交と国際協力に関わる体制の整備と輿論の成熟が ODA 評価の分野を良い意味で変えてきた。また、アカウンタビリティ制度を整備した日本政府の取り組みも ODA 評価に影響したことは間違いない。情報公開法（1999 年）、独立行政法人制度とその評価制度の創設（1999 年）、中央省庁改革（2001 年）、政策評価制度の設置（2001 年）、国際協力事業団（JICA）の独立行政法人化と新しい評価制度の開始（2003 年）、公文書管理法（2009 年）、行政事業レビュー（2011 年）などである。

そしてこうした変化の原因を考える方法として、「形」から入るアプローチをここに提案したい。その時代の状況が「形」に反映されることが多いからで、また時の必要に迫られた結果が「形」になるからである。ここで指摘したい「形」の変化は 3 段階ある。厚い本格的な資料の段階、カラー刷りで写真や図表を多用するようになった段階、インターネットを主体にした段階である。

第 1 段階は今から 30 年ほど前の『経済協力評価報告書』時代で、B5 版白黒印刷の重い冊子を公表していた段階である。外務省が評価報告書を刊行して

10 年目の 1992 年度版が 429 頁、多いのは 1993 年度版 574 頁と 1998 年度版 386 頁である。この段階の記述は ODA と評価それぞれに関する入門的内容と専門的内容の複合で、とくに 1992 年版は序論「評価とは何か」からはじまり、日本の ODA 評価の現状、組織体制、JICA との関係、評価規準と評価ガイドラインについて懇切に説明する。第 2 部総論では評価の種類として国別評価、セクター評価、合同評価、有識者による評価、国際専門家による評価、JICA による評価、海外経済協力基金（OECD）評価の各実践について解説する。第 3 部は各論で 380 頁ほどを使って上記第 2 部の評価の実践例を紹介し、現場の状況を詳しく語っている。とくに構造調整計画の実績と問題点を指摘している部分は時代を感じさせる。この第 1 段階の特徴は ODA 評価の基礎を専門的に解説するところにある、ODA 評価に縁がなかった研究者には極めて貴重な資料で、大学院講義の教材に最適だった。

ただ、欠点もあった。ODA に無縁の研究者や一般市民、地方在住者や外国人研究者は、この報告書をどのように入手できるかわからない。そもそも経済協力評価報告書があることすら知らない人には、報告書が存在しないのと同じだった。「霞ヶ関」と「永田町」にアクセスできる方法が必要な段階だった。

第2段階はそれから10年ほどたった21世紀初頭である。経済協力評価報告書のページ数は大幅に減り(2003年3月刊行の2002年版は106頁)、薄くなった分だけ入門的な記述は簡素化された。写真や図表で美しくなったこともこの段階の特徴である。他方、当時のODA改革動向、評価実施体制の詳細な記述、評価専門家の氏名と肩書きなど、ODA評価の研究者にとって役立つ情報が増えている。専門的な研究を志す人にとって不可欠な知識が随所に見られる。それだけでなくさらに興味深いのは、この第2段階がさらに3つの時期に分かれることで、経済協力局が報告書を刊行した時期、国際協力局に組織改編された後の報告書の時期、そしてODA評価の独立性を担保するため大臣官房に評価部門が移った時期(2011年以降)である。局長や官房長の「はじめに」は、こうした3つの時代状況を知るために重要で、国際援助行政の研究テーマになる。

第3は2018年度以降、紙の冊子媒体での一般配布をやめた段階である。インターネット公表を中心にした現在、ODA評価研究にとって注目すべき点がある。まずメリットである。誰でも、いつでもアクセスできるので、ODAとその評価について学習したい人は誰でも簡単に入手できる。執筆側にも、美的感覚から文章内容の見せ方まで、ネット公表を意識

した努力が見られる。とくに国連ミレニアム開発目標(MDGs)や持続可能な開発のための2030アジェンダなど、重要な関連文献についてはURLをクリックすると一瞬でアクセスできるので、初学者にはとても親切な文献案内になっている。これはとても大きなメリットである。

ただ、デメリットもある。目当ての文献に簡単にたどり着くために、苦労して手に入れた昔のような「ありがたみ」が薄い。クリックを続ければいろいろな文献にアクセスできるので、何のためにその文献が重要なのか考えなくなる。さらに、紙媒体の頃は報告書現物を時系列で並べて総覧しながら、小さな記述の違いや変化に気づき大きな発見につながったことがあったが、今はそれがむずかしい。とくに、報告書の保存が難問で、ODA評価のアーカイブを作成する方法に良いアイデアがないので不安が残る。

ODA評価年次報告書を見て30年、広報としての報告書の在り方、報告書を使った研究と学習について、考えさせられることが多い。

2021年度外務省 ODA 評価結果

2021 年度に実施した国別評価 3 件、課題別評価 1 件、外務省が実施する無償資金協力個別案件の評価 1 件について、概要をご紹介します。[\(評価報告書全文へのリンク\)](#)

東ティモール国別評価

評価主任	長谷川 祐弘 日本国際平和構築協会理事長
アドバイザー	山田 満 早稲田大学社会科学総合学院教授
コンサルタント	学校法人早稲田大学
評価対象期間	2016 年度～ 2020 年度
評価実施期間	2021 年 8 月～ 2022 年 2 月
現地調査国	東ティモール（オンライン調査実施）

評価の背景・対象・目的

東ティモールは、2002 年 5 月の独立を機に外交関係を開設し、2022 年 5 月をもって約 20 年が経過する。同国は ASEAN 加盟を目指しており、日本が推進する自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の観点からも外交的な重要性を増している。

本評価は、過去 5 年間（2016～2020 年度）の日本の対東ティモール政府開発援助（ODA）政策及びそれに基づく支援を評価し、今後の日本の対東ティモール ODA 政策の立案や実施のための提言や教訓を得るとともに、評価結果の公表を通じて、国民への説明責任を果たすことを主な目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

> 検証項目 1：日本の上位政策との整合性

日本の東ティモール支援政策は、国別援助方針（2012）で掲げた重点支援分野（経済活動活性化のための基盤づくり、農業・農村開発、政府・公共セクターの能力向上）、国別開発協力方針（2017）で掲げた重点支援分野（経済社会インフラの整備・改

善、産業の多様化の促進、社会サービスの普及・拡充）のいずれも基本方針である持続的な国家開発の基盤づくりを支援してきたという点で整合している。

> 検証項目 2：東ティモールの開発政策・ニーズとの整合性

日本の対東ティモール支援政策は、「戦略開発計画 SDP」（2011～2030）と概ね整合しており、とりわけインフラ開発、農業の産業化・市場化、日本での研修・留学など人材育成と整合性が高い。

日本の東ティモールに対する復興・支援政策の重点分野は一貫して、インフラ整備、農業、人材育成であり、社会の安定化と石油収入による経済水準の向上にともない、開発ニーズもより高度化した。

> 検証項目 3：国際的な優先課題との整合性・他ドナー支援との関連性

日本の支援の重点分野は SDGs に一致している。インフラ整備分野においては世銀、ADB との協力が特に整合的であり、インフラ整備を重視する ADB 案件（国道 1 号線）の協調融資における協力関係が特に顕著であった。

> 検証項目 4：日本の比較優位性

東ティモールにおける日本の比較優位性が発揮された分野（高等教育支援など）とそうでない分野（道路建設など）で差異がみられた。

（評価結果：高い）

(2) 結果の有効性

＞ 検証項目 1：重点分野における日本の支援実績（インプット）

日本の対東ティモール支援は、支援金額の観点から大きな貢献をしている。

＞ 検証項目 2：開発課題ごとの日本の ODA 実績と貢献（アウトプット）

各開発課題は実現途上にありアウトプットが一部目に見える形で実現しつつある一方で、事業レベルでは費用超過や期限延長を行っており、効率性・持続性に一部課題が残る。

＞ 検証項目 3：重点分野に対する効果（アウトカム、インパクト）

各開発課題に対する取り組みを通じ、経済社会基盤（インフラ）の整備・改善、産業の多様化の促進、社会サービスの普及・拡充について一部効果が発現している。

（評価結果：高い）

(3) プロセスの適切性

＞ 検証項目 1：日本の対東ティモール国別開発協力方針策定プロセスの適切性

日本の対東ティモール ODA 政策は、おおむね適切なプロセスを経て策定された。

＞ 検証項目 2：日本の対東ティモール ODA 実施プロセスの適切性

日本の対東ティモール ODA の実施プロセスは、基本的な実施体制の整備・運営と、ニーズ把握、日本の対東ティモール支援重点分野にもとづく個別案件の実施、モニタリング・評価、広報が適切に行われていた。

＞ 検証項目 3：日本の対東ティモール ODA の実施における協調・連携

開発他アクターとの協調・連携が適切に行われていた。

（評価結果：高い）

*（注）レーティング：
極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

日本の対東ティモール ODA は、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）、質の高いインフラ、人間の安全保障に貢

献しうる。さらに、日本の資源安全保障外交のツールとして ODA は引き続き実施する意義がある。

過去の二国間の首脳会議・閣僚会議において、日本の ODA に対する感謝の意が東ティモール側から示されており、両国の友好関係促進にとって重要な役割を果たしている。

(2) 外交的な波及効果

東ティモール政府の国際社会における日本の立場の支持、日本の東ティモールにおける可視化、友好関係の促進には一定程度の効果をもたらした一方、両国の経済関係強化や民間企業の進出については一部課題が残る。

評価結果に基づく提言

- (1) 「質の高い」 ODA 供与による、東ティモール経済の離陸支援
- (2) LDC 卒業を見据えた環境インフラへの支援拡充
- (3) 外国人技能実習制度と連携した、職業人・産業人の育成
- (4) 「投資先として選ばれる国」づくりのための環境整備と観光資源の推進
- (5) 「強靱なインフラ」づくりのため、インフラセクター全体を俯瞰した政策的貢献
- (6) 東ティモールの統治能力を強化するために日本の ODA の戦略的拡大



東ティモール国立大学工学部での授業風景

ペルー国別評価

評価主任	清水 達也 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所地域研究センターラテンアメリカ研究グループ長
アドバイザー	磯田 沙織 神田外語大学外国語学部イペロアメリカ言語学科スペイン語専攻専任講師
コンサルタント	日本テクノ株式会社
評価対象期間	2011 年度～ 2020 年度
評価実施期間	2021 年 8 月～ 2022 年 3 月
現地調査国	ペルー（オンライン調査実施）

評価の背景・対象・目的

ペルーは、日本が 1873 年に中南米で最初に外交関係を樹立した国である。1899 年に日本人が南米大陸で初めて移住した国として約 10 万人の日系人を擁し、日本とは長い歴史に基づく友好関係が継続している。また、ペルーは累計ベースで中南米における日本の ODA の最大の被供与国である。

今回の評価では、過去 10 年間のペルーへの支援政策を評価し、今後の日本の対ペルー支援政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。また、評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、関係国政府や他ドナーに評価結果をフィードバックすることを目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の対ペルー協力の政策は、日本の ODA の上位政策である政府開発援助大綱（2003）や開発協力大綱（2015）、ペルーの中長期及びセクター開発計画に合致している。また、国際的な優先課題として MDGs、SDGs、ペルーで支援を行っている各ドナーの支援方向性との整合性も取れている。さらに、日本の比較優位性のある分野を中心に政策策定が行われている。

（評価結果：極めて高い）

(2) 結果の有効性

日本の対ペルー協力の実績において、高中所得国に分類されるためペルーへの ODA 金額は減少傾向にあるものの、山岳地域やアマゾン地域といった特殊な国土に多様な援助ニーズを有するペルーに対し、重点 3 分野（経済社会インフラの整備と格差是正、環境対策、防災対

策）の中で案件を絞り、日本の優位性を活かした支援を行っている。経済社会インフラの整備と格差是正分野ではペルーの貧困状況の改善、環境対策分野では山岳地域の灌漑施設整備や農家の収量向上、防災分野では日本の知見や経験を有する災害に強いインフラや警戒・警報体制の強化、政府が防災訓練を積極的に実施するなど国民レベルまでの防災意識の定着といった成果を得ている。

（評価結果：極めて高い）

(3) プロセスの適切性

開発協力方針は、日本側・ペルー側の関係者と適切な協議を行い策定されており、事業展開計画も毎年更新されている。実施プロセスにおいても、実施体制の整備、ニーズの把握、対ペルー支援重点分野に基づく個別案件の実施、モニタリング、広報が行われている。

（評価結果：極めて高い）

*（注）レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

外交関係上の重要性の観点から、日本はペルーに対し貿易促進や進出企業のビジネス環境整備に資する EPA、投資協定、租税条約などの法的枠組みの構築促進やこのような枠組みに基づく協議などを通じ、日本企業の進出の促進を始め、経済関係の強化を図っている。さらに、国際的共通課題として、両国に共通する地震・津波対策や環境・気候変動問題、核軍縮・不拡散、国連安保理改革、北朝鮮問題及び南シナ海・東シナ海問題といった多くの課題に対して連携・協力を行っている。なお、日本が掲げる外交理念を踏まえた相手国の重要性の観点では、2020 年に外相会合において、両国が 140 年を超える外交関係を有し、普遍的価値を共有する戦略的パートナーであることを再確認するなど、両国間の関係性は高い。ま

た、2011 年以降、継続して両国間のハイレベル協議を含む要人の往来を実現しており、政治リーダー間の交流緊密化と理解促進は、在留邦人及び日系人社会の安全と繁栄に資するものとする。このような観点から、対ペルー ODA は外交的な重要性を有している。

(2) 外交的な波及効果

二国間関係への効果（友好関係促進など）の観点では、日本とペルーは 2011 年以降、継続して両国間の交流実績を有していることが確認できた。さらに、日本の支援の成果が両国の友好関係促進に寄与した例も多数見られた。また、国際社会での日本の立場支持の観点では、ペルーは、国連安保理改革、貿易、環境、軍縮・不拡散などの分野を始めとして、国際社会での活躍が顕著であり、国際問題への対応について、日本とペルーが協力関係を構築するべく緊密な関係を深めることが期待できる。さらに、日系企業の進出など経済関係強化への効果の観点において、進出日系企業拠点数は増加している。このように、対ペルー ODA により日本とペルーのより良好な関係構築といった外交的な波及効果が確認できる。

評価結果に基づく提言

(1) 基本方針「持続的経済発展への貢献」の維持

2010 年代後半の政治危機及び南米大陸で最悪規模のコロナ災禍に見舞われたペルー経済を元の成長軌道に回帰させるため、持続的経済発展への支援を行うことはペルー側のニーズに合致しており、外交上も二国間関係の強化、地球規模課題の解決に向けた協働を図っていく上で重要である。

(2) 「選択と集中」：3 つの重点分野への各種 ODA スキームによる支援の継続

「経済社会インフラの整備と格差是正」、「環境対策」、「防災対策」の課題・社会のニーズは変わらず存在し、ペルーの基本的な開発の方向性は変更されていない。これらは日本の技術の活用が大いに見込まれる分野であり、今後も支援を継続する必要がある。

(3) 多様な主体の資金・活動との連携強化

日本の ODA 予算の有効活用と将来的なペルーへの援助資金の減少を鑑みれば、開発に資する多様な主体の資金・活動との連携強化は一層重要である。その観点から民間セクターとの連携によるスキームを積極的に活用して優

良案件を形成・実施していくべきであり、また事業間連携、国際機関連携についても引き続き注力することが重要である。

(4) 長期的な人材育成につながる技術協力の継続の必要性

ペルー側が望む技術支援を通じた新技術の導入というニーズに応えるには、民間企業技術に加え、大学でのスタートアップ支援、SATREPSなどをより活用し、大学・研究機関の連携をより深化させることが可能である。

(5) 日系人社会との連携の維持

日本の ODA 事業の受け皿及び開発効果のペルー社会全体への橋渡しの役割を担う日系人社会がそのアイデンティティを維持し、文化・社会・経済的地位をより高めていくことに寄与する協力は、彼らを日本の ODA の連携パートナーとして維持する有効な手段であり、今後も継続していくことが望まれる。

(6) ペルー国の自然環境及び気候変動の影響を踏まえたインフラニーズへの対応

インフラニーズに対する各種 ODA スキームによる支援は継続的に検討する必要がある。その際には、対象地域の自然環境や気候変動の影響を十分に踏まえたものにするほか、ペルー国が推進する地方分権化を考慮しつつ、環境社会配慮の適切な実施、特に地元住民への対応や関係者間合意形成への支援に十分な配慮が必要である。



日本の無償資金協力により建設された
国立障害者リハビリテーション・センター

マラウイ国別評価

評価主任	大門 毅 早稲田大学国際平和戦略研究所所長
アドバイザー	川口 純 筑波大学人間系教育学域准教授
コンサルタント	学校法人早稲田大学
評価対象期間	2016 年度～ 2020 年度
評価実施期間	2021 年 8 月～ 2022 年 3 月
現地調査国	マラウイ（オンライン調査実施）

評価の背景・対象・目的

日本は、1971 年の JICA 海外協力隊派遣以降、マラウイに対し、技術協力と無償資金協力を中心とした支援を実施してきた。マラウイはザンビアからモザンビークにつながるナカラ回廊の一部を形成するため、対マラウイ支援は、同国のみにならず南部アフリカ地域の成長や資源の安定供給にもつながり、貧困削減や人間の安全保障を推進することにもなる。本評価では、2016～2020 年度に実施された日本の対マラウイ援助政策や国別援助方針・開発協力方針の重点分野に基づく支援を対象とし、今後の日本の対マラウイ援助政策立案や実施のための提言や教訓を得ることを目的とする。評価結果を公表することで、国民への説明責任を果たし、関係国政府や他ドナーへのフィードバックも目的とする。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

日本の上位政策との整合性は高いが、人間の安全保障や持続可能な開発目標（SDGs）など、一層の強化が期待される。他ドナーの援助政策との関連性では、整合性は確保できているが、マラウイ政府が制度化した対話への関与は消極的とみられているため、一部課題があるとの評価となった。しかし、日本の対マラウイ支援は、マラウイの開発ニーズとの整合性が極めて高く、日本の比較優位性も高かったため、総合的に勘案した場合、政策の妥当性は高い、と判断した。

（評価結果：高い）

(2) 結果の有効性

遅延した事業や当初の計画通りの成果が見込めない事業が、各重点分野で見られたものの、一定の貢献が認め

られるインプットがあり、総体としては、概ね当初の目標が達成され、中長期的な効果も認められた。よって、日本の対マラウイ支援の結果の有効性は高い、と判断した。

（評価結果：高い）

(3) プロセスの適切性

開発協力方針や援助政策は、適切な手順を踏んで策定されていた。援助実施体制の適切性は高く、マラウイ側の脆弱な財政状況を踏まえた配慮・工夫もなされていた。他ドナーとの調整や意見交換については、日本側の認識と一部の他ドナーの認識に乖離が認められた。マラウイ国民向けの広報努力は、認められるものの、一層の工夫が求められる。一部課題があるが、各検証項目は、総じて高い。

（評価結果：高い）

*（注）レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

後発開発途上国のマラウイは、経済指標が低い内陸国のため、近隣国から、治安や感染症などの影響を直接に受けやすい脆弱な国である。そのマラウイを支援することは、南部アフリカ地域の安定と繁栄、人間の安全保障の観点から重要である。日本の対マラウイ支援は、国際社会・アフリカ地域の平和・安定・繁栄に資するものであり、自由・民主主義、法の支配などの基本的価値、ルールに基づく国際秩序の構築にも有意義である。

(2) 外交的な波及効果

対マラウイ支援の波及効果として、国際社会における日本の立場をマラウイは支持してきたことが挙げられる。マラウイは、TICAD プロセスに対する支持を通じて、日本の南部アフリカ地域における外交プレゼンスの向上に

も貢献している。JICA 海外協力隊の継続的な活動は、日本とマラウイの二国間関係において重要な人脈の構築や相互理解の増進に役立っている。日本企業のマラウイ進出や民間投資の促進に関しては、「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」などを通じて日本の中小企業とマラウイの産業人材をつなぐ試みがなされてきたが、現在のところ、具体的な成果に結びついていない。

評価結果に基づく提言

(1) 日本の中小企業や NGO の進出や投資環境の整備に資する措置を強化すべき

マラウイの法体系の形成を支援してきた国・ドナーとも協調して、マラウイの会社法・租税法を精査し、海外からの企業・NGO の進出や投資の参入障壁を取り除くための改訂手続きを支援する。他ドナーと協調して、税関手続きの簡素化に向けた課題別研修や技術協力を実施する。旧来の開発区分の枠組みにとらわれず、起業・金融・投資など日本の中小企業のビジネス・チャンスを促進する分野を掘り起す。「ABE イニシアティブ」の選考基準を、民間企業幹部候補を含め、起業家精神旺盛な人材の発掘が可能なように修正し、日本の中小企業がマラウイ人起業家と共同事業を展開するために必要な支援体制を強化していく。

(2) 留学生・研修員の「人材バンク（仮称）」を設置し、彼らのネットワーク構築と活用を強化すべき

人材ネットワーク構築のための留学生・研修員「人材バンク（仮称）」を、登録者の個人情報保護に配慮しながら、JICA 現地事務所の管轄でクラウド上に設置する。その運用には、元留学生・研修員同窓会の有効活用を図る。同窓会が主体的に運用することで、留学生・研修員間のネットワークに加え、一般市民との架け橋となり、日本の中小企業、投資家、NGO との架け橋としても機能するように支援する。「人材バンク」を日本の中小企業や投資家にとって利用しやすいものとすることは、提言 1 にも寄与するため、創設時には、課題別研修や技術協力と組み合わせてもよい。

(3) JICA 海外協力隊とマラウイ側中核人材の戦略的・継続的活用を図るべき

対マラウイ支援における日本の比較優位は、草の根レベルでの人材育成を通じた技術協力にある。この取組での、JICA 海外協力隊の経験者の登用・活用を図る。これ

を促進するため、元隊員が専門知識・技術を得る機会を増やす。隊員が、任期後も継続的にマラウイにて活動することで、経験を積み、専門性を磨く機会を提供し、シニア海外協力隊員や専門家へとキャリア・アップできる道筋を用意する。日本の支援事業の担当者や元研修員を、マラウイ側の中核人材と位置付け、彼らの継続的な関与を促すため、彼らに対するフォローアップを充実させる。彼らが学んだ知識や技術をリフレッシュ研修によって定期的に更新するとともに、知識や技術を向上させるために、「ABE イニシアティブ」や「SDGs グローバルリーダーズ」などの長期研修に加え、新たにマラウイを「人材育成奨学計画（JDS）」対象国に加え、大学院留学の機会を増やす。

(4) マラウイの一般市民に向けた外交広報戦略の強化を図るべき

外交的な波及効果を高めるために、「顔の見える援助」を継続的に発展させ、「顔が見える」だけではなく、「日本国民からマラウイ国民へのメッセージ」が声となって伝わるように、戦略的に ODA 広報を位置付ける。日本国民の声が、マラウイ政府や援助関係者だけでなく、一般市民にまで伝わるように、SNS などの参加型ソーシャル・メディアを活用した双方向外交を展開する。日本マラウイ協会が、日本国内向け広報に果たしてきたような機能を同窓会に付与する。発信力のある元研修員・留学生を活用して、SNS での発信頻度を高めるとともに、マラウイ人のインフルエンサーやアーティストに SNS での効果的な広報を依頼し、ODA 広報の質を高める。



マラウイの小規模農家（丹羽克介氏提供）

教育協力政策の評価

評価主任	石田 洋子 広島大学教育開発国際協力研究センター長／教授
アドバイザー	黒田 一雄 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科長／教授
コンサルタント	株式会社国際開発センター
評価対象期間	2015 年度～ 2020 年度
評価実施期間	2021 年 9 月～ 2022 年 3 月
現地調査国	エルサルバドル、マダガスカル（オンライン調査実施）

評価の背景・対象・目的

教育協力は日本の開発協力の重点課題の一つとして位置付けられており、2015 年に策定された「開発協力大綱」の教育分野の課題別政策として、「平和と成長のための学びの戦略」という現行の日本の教育協力の政策文書が定められた。同政策の実施開始から 6 年が経ち、その実施状況と達成度について評価し、教育協力政策の今後のより効果的・効率的な実施へ向けての有益な提言を取りまとめることを目的として、本評価を実施した。

評価結果のまとめ

● 開発の視点からの評価

(1) 政策の妥当性

本政策は、2015 年 2 月に閣議決定された開発協力大綱に基づいて策定された教育分野の課題別政策として位置付けられている。同政策は、被援助国を含む各国が抱える教育課題への取り組みを打ち出した持続可能な開発目標（SDG）4 を踏まえていること、日本の教育協力の比較優位性のある分野が盛り込まれていること、教育協力の実務者や NGO とも十分な協議の上に策定されていることから被援助国の開発ニーズとも合致している。（評価結果：極めて高い）

(2) 結果の有効性

日本の教育協力の二国間援助額に関して、2015 年から 2019 年までの 5 年間は 31 億ドル強で、その前の 5 年間の約 75% である。しかし、協力の成果については、被援助国や国際社会の教育課題解決と教育目標達成に対する貢献度が高いことが確認された。2020 年からは、新型コロナウイルスの影響を大きく受けたが、途切れない学びのために、教材のデジタル化、オンライン授業・研修の提供など、新たな取り組みが始められていることが確認

できた。

（評価結果：高い）

(3) プロセスの適切性

外務省は、関連省庁、JICA、大学関係者、国際機関、NGO、民間企業など関係者に対して助言を求めながら本政策を策定した。実施段階では、日本大使館、JICA 在外事務所などの関係者がメンバーとして ODA タスクフォースを構成し、被援助国に対して援助政策の立案、案件形成、案件の進捗に関する情報共有などを定期的に行った。また、多様な援助ニーズに応えるため、他の援助機関との連携や多様な援助モダリティも適用された。一方、実施期間、達成に関する目安・目標が設定されず、実施状況のモニタリングに向上の余地も見受けられた。

（評価結果：高い）

*（注）レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

● 外交の視点からの評価

(1) 外交的な重要性

被援助国政府や他ドナー、さらに在外公館からの本政策に対する認知度は高くない。一方、個々の教育協力案件レベルにおいて、それらの教育協力が日本からの支援であることは被援助国政府によりよく認識され、評価されている。結果として、被援助国の教育課題へ資するだけでなく、より良い二国間関係の構築や日本のプレゼンス向上に寄与していると考えられる。

(2) 外交的な波及効果

日本の教育協力は総じて被援助国の開発ニーズに応えつつ、現場に寄り添いながら顔の見える協力を実施している。そのため被援助国からの信頼性や期待は高く、二国間関係の強化に貢献していると言える。また、日本の名を冠した教育分野への支援をはじめとして、被援助国の元首自身が協力に対する謝辞を述べる例や、国際的・

地域的な教育協力ネットワークを強化する形で行われている教育協力案件は、ASEAN や中米、アフリカなどの域内協力、連携強化につながっており、外交的波及効果が発現していると考えられる。

評価結果に基づく提言

(1) 日本の教育協力政策内容への提言

- 国際潮流に沿って幅広い教育分野での協力に対応する可能性があり、次期政策では、重要分野の中でも優先順位を付けることを検討すべき。
- 国民への説明や関係者への情報共有のために、政策の実施期間、達成すべき目安、目標の設定を行い、同政策に盛り込むことが肝要。
- 同政策に次の5つの内容を盛り込む。①協力の目的、対象分野などを出来るだけ分けて表記。②当該事業と関連の深い他のアクター・事業との連携を維持・強化し、過去の協力の成果の蓄積、これまで研修を受けた人材、既存の制度の活用により、効果を高める。③相手国の実情に合わせたモニタリングの仕組みを構築。④援助効果を発現、確かなものにするため、長期的な信頼関係を被援助国と築く。⑤ネットワーク型アプローチ、多国間・二国間援助機関との連携強化や財政支援を含む多様な援助モダリティを維持し、現地のニーズに柔軟に応じた協力を実施。

(2) 日本の教育協力政策の策定・実施過程への提言

- 教育協力政策の策定について、関連省庁、JICA、大学関係者、国際機関、NGO、民間企業などの関係者が会し、開かれた透明なプロセスで議論する既存のフォーラムなどを有効活用する。
- 政策実施の点検については、教育協力関係者による「国際教育協力連絡協議会」などのプラットフォームをさらに活用し、同政策の実施状況を確認すべきである。また、適切なタイミングでの同政策の第三者評価を実施し、提言を導き出し、新しい政策に反映する。そのためにも、政策の実施期間、達成の目安、もしくは目標の設定を行う。
- 効果的、効率的な政策実施のためには、教育案件の検討・形成・実施などにおいて、文部科学省からの知見、協力が重要である。例えば、外務省、文部科学省、ODA 実施機関である JICA の三者が揃って定期会合を開催することを検討する。
- 政策の広報については、これまでと同様、機会を捉えて、日本のリーダーから国際社会に対して同政策の発信をするとともに、適切な政策実施のため、外務省内、在外公館、JICA の国内外の拠点を含む ODA 実施機関への継続的な周知を実施する。
- 教育協力政策の“外交的重要性と波及効果“に係る観点の評価を充実させるため、個別協力案件の事業実施期間中、モニタリング、各種調査時において、関連する情報を収集・確認し、その蓄積した情報を整理して、報告書などに記載する。



評価チームによるオンライン学校訪問（マダガスカル）

平成 29 年度対スリランカ無償資金協力 「経済社会開発計画」の評価

評価主任	稲田 十一 専修大学経済学部教授
コンサルタント	有限責任あずさ監査法人
評価実施期間	2021 年 10 月～2022 年 3 月
現地調査国	スリランカ（オンライン調査実施）

評価の背景・対象・目的

本評価は、外務省が実施した対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」（平成 29 年度交換公文（E/N）署名／供与額：10 億円）を対象として、プロジェクトレベルの評価を行い、評価結果から今後の ODA の立案や実施のための提言・教訓を導き出し、また、国民への説明責任を果たすことを主な目的として実施された。評価対象事業は、日本で製造された係船浮標他、港湾整備関連資機材を供与することによって、港湾機能の強化を図り、もってスリランカの経済社会開発及び日系企業活動の支援に寄与することを目的としたものであった。

評価結果のまとめ

(1) 計画の妥当性

対スリランカ国別開発協力方針、自由で開かれたインド太平洋戦略、質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブなどの日本の主要政策と本プロジェクトとの間には強い関連性が認められた。また、本プロジェクトは、トリンコマリー県マスタープランや国家港湾マスタープランなどのスリランカの主要政策及び開発ニーズに整合していた。本プロジェクトでは、コミッティー（政府間協議会）が適時に開催され、サプライヤーが公正に選定されたことから、実施体制は適切であった。スリランカ港湾局（SLPA）などのスリランカ側関係機関は、本プロジェクトを実施するために必要な能力を有していた。また、本プロジェクトの計画プロセスは適切であり、一般財団法人日本国際協力システム（JICS）などの日本側関係機関の働きを高く評価する声が、スリランカ側関係機関やサプライヤー企業からも聞かれた。

（評価結果：極めて高い）

(2) 結果の有効性

港湾設備は計画どおり適切に供与され、トリンコマリー港の夜間航行の安全性向上や 24 時間運営体制の確立と港湾機能の向上が実現した。港湾設備に対するスリランカ政府の満足度も高い。ただし、供与設備の内、船舶は事故による故障、発電機は SLPA によって実施されるべき工事が新型コロナウイルス感染症による外出制限を受け遅延していて未完了であったことから、2 台のうち 1 台が本評価調査時点で使用されていない状況にあった。地域の社会経済開発や日系企業支援といったアウトカムレベルでの開発効果や外交的な効果は発現までに時間がかかるため、達成状況に関する明確なデータは、短期的には得られていない。各段階のプロセスは適切であり、関係機関は適切に役割を果たした。なお、2020 年以降の新型コロナウイルス感染症の流行が、プロジェクトのモニタリングプロセスに影響を及ぼした。

（評価結果：一部課題がある）

*（注）レーティング：

極めて高い／高い／一部課題がある／低い

評価結果に基づく提言

(1) プロジェクトへの提言

＞ 大使館員による現地モニタリングの早期実施

現地モニタリングをできるだけ早く実施することを提言する。新型コロナウイルス感染症の状況を十分に考慮し、スリランカ現地の規制にそった感染予防対策を遵守することを要件とする。

＞ トリンコマリー港周辺の開発支援に向けた戦略の検討

地域経済への開発効果を、港湾開発という単体のプロジェクトで発現することは困難であり、物流を活性化し、投資を誘致して地域の経済社会の開発に繋げていくためには、周辺のインフラ開発も組み合わせた総合的な取組が必要である。以上より、本プ

プロジェクトの成果を将来にわたって活かすため、日本国政府としてトリンコマリ港周辺地域の経済開発支援に向けた戦略を検討することを提言する。戦略検討にあたっては、周辺諸国において日本が推進する「日 ASEAN 連結性イニシアティブ」などとの連携も考慮されることが望ましい。

(2) 外務省が実施する無償資金協力（経済社会開発計画）への提言・教訓

〈提言〉

＞ プロジェクトに関するより積極的な情報発信

ODA の透明性を確保し、国民の理解を促進していくためにも、より積極的にプロジェクトに関する情報を発信していくことを提言する。

＞ プロジェクトの目的や効果発現に向けたロジックの明確化

計画当時の目的や効果発現に向けたロジックが曖昧である場合、事後的に再定義した目的について関係者間で意見の相違が生じ、納得感のある評価結果の導出が困難となる懸念がある。特に、外交的な効果についてはその再定義が困難なケースが多く、さらに評価のタイミングが適切でない（効果発現にはより長期間を要する）といった点も議論となり得る。以上の課題を踏まえ「経済社会開発計画」スキームの計画に際しては、目的や効果発現に向けたロジックを明確化するよう努め、その検討経緯を記録して保存することを提言する。

〈教訓〉

＞ 海外展開支援ツールとしての外務省の無償資金協力（経済社会開発計画）

外務省が実施する無償資金協力（経済社会開発計画）は、入札図書作成から契約締結までを、一貫して調達代理機関による手続だけで進められるという特徴がプロジェクトの迅速化と簡便化に繋がっている。また、パフォーマンス・ボンドが不要であること、対象が日本製品中心であることなどが、日本企業から好意的に受け止められている。以上より、「経済社会開発計画」スキームは、日本企業の海外展開を支援する有用なツールとなり得る。そのためには、プロジェクトを通じてどのように日本企業の海外展開を支援するのか、物品の内容や供与の目的について戦略的に検討することが重要である。



トリンコマリ港に設置された浮標



供与した船舶

コラム

東ティモール国別評価の現場から

～外務省評価担当の声

2022 年 5 月 19 日から 20 日にかけて、東ティモールの首都ディリにおいて、ジョゼ・ラモス＝ホルタ新大統領の就任式が行われました。

この大統領就任式には、令和 3 年度外務省 ODA 評価として実施した「東ティモール国別評価」（本報告書 p.9 参照）の評価チームの方々も招待され、長谷川祐弘日本国際平和構築協会理事長（評価主任）、大門毅早稲田大学教授、稲田十一専修大学教授らが、日本からディリに渡航して参列されました。また、現地では、ラモス＝ホルタ大統領と個別に話す機会もあり、長谷川理事長からラモス＝ホルタ大統領に対し、評価報告書を直接手交しました。

さらに、2022 年 9 月、故安倍晋三国葬儀参列のため来日されたアダルジザ・マグノ・東ティモール外務協力大臣に対しても、マグノ大臣の JICA 訪問の機会をとらえ、東ティモール国別評価の結果について評価チームから報告を行うことができました。

過去 300 年以上にわたり、ポルトガルやインドネシアなど他国の支配を受けた東ティモール。激しい武力闘争の末、ちょうど 20 年前の 2002 年 5 月 20 日に独立を果たしました。日本は、同国の独立前から復興支援や人道支援を開始し、国連平和維持活動（PKO）に自衛隊施設部隊を派遣するとともに、その後の一時騒乱時の支援も含めて、これまで継続的に東ティモールの国づくりの努力を支援してきました。

この東ティモール国別評価では、過去 5 年間の日本の対東ティモール ODA を評価対象とすることを基本としつつ、これまでの日本による支援の総括も意識し、この 20 年間の外交関係を踏まえた上で、今後の支援のための提言や教訓が出されました。その調査の一環として、長谷川理事長の人脈により、ラモス＝ホルタ大統領、シャナナ・グスマン東ティモール再建国民評議会（CNRT）党首（初代大統領）、デ・アラウジョ元首相といった、東ティモールの独立を率いた英雄や要人の方々にもオンライン・インタビューを実施して、日本の ODA に対する率直な意見を聞くことができました。

評価結果はこの年次報告書に記載のとおりですが、こうしたインタビューに外務省担当者として同席した中で、特に印象に残ったのは、東ティモールの大統領、首相といった国のトップの立場に就かれていた方々が、日本の過去の支援について実務的な内容まで実に詳細に記憶されていた点です。どの指導者も、日本のこれまでの支援に対する心からの謝意を述べられるとともに、東ティモール国民の生活向上のために何をしたらよいかを真摯に考える日本のアプローチを高く評価し、継続的に支援してきた日本に対する信頼がうかがえました。（ちなみに、ラモス＝ホルタ大統領は、黒澤明映画監督の大ファンで、黒澤監督の映画は全てご覧になっていると嬉しそうにお話しになっていました。）

その他の関係者へのインタビューにおいても、日本の支援の良さは、人材育成に丁寧に取り組んでいることであり、それはつまり、あれをしろ、これをしろと上から押しつけることなく、日本もパートナー国と同じ目線に立ち、カウンターパートと膝を突き合わせて議論し、パートナー国側が自国の発展について自ら判断する方向性を支援している点だとの意見をいただきました。まさに、釣った魚を渡すのではなく、釣り竿を渡して釣り方を教える、そうした日本の長年のアプローチが、相手国の方々にも伝わっていることを感じました。

評価チームの評価主任であった長谷川理事長は、独立直後から国連事務総長特別代表として同国の自立的発展を現地で支え、退任後も継続的に東ティモールの発展や日本との二国間関係の促進に尽力されています。同じく評価チームの山田満教授、大門毅教授、上杉勇司教授が所属される早稲田大学は、長きに渡り東ティモールの留学生を学内に受け入れるとともに、東ティモール国立大学に教員や学生を継続的に派遣するなど、同国の人材育成に貢献されています。また、評価チームに現地コンサルタントとして参加した樋口洋平氏及び丹羽千尋氏は、長年東ティモールの開発事業に従事したり、現地での NGO 活動を継続されています。

その他にも、NGO や JICA 専門家、協力隊員、日本企業の方々が現地の生活に入り込んで汗水流しながら長年積み重ねてきた努力に対し、揺るぎない信頼が現地の方々から寄せられていることを今回の評価を通じて目の当たりにしました。こうした ODA 関係者や民間、有識者の方々、いわば日本の東ティモール応援団による長年の地道な努力と、それに対する現地の方々の感謝と信頼は、評価報告書の中で数字として表すことはできませんが、これもまた日本の ODA の波及効果なのだと、評価のプロセスを経て実感しています。



ラモス＝ホルタ大統領に評価報告書を手交する長谷川評価主任
(提供：日本国際平和構築協会)

ODA に関するその他の評価の概要

政策評価法に基づく評価

2002 年に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下、「政策評価法」という）が施行され、各府省庁は、その所掌にかかる政策について、自己評価を行うことが義務付けられています。

外務省では、政策評価法及び同施行令に基づき、経済協力政策全般の事後評価、未着手・未了案件の事後評価^{*1}、一定額を超える案件の事前評価^{*2}を行っています。

▶ 外務省ホームページ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

^{*1}: 「未着手案件」とは、政策決定後 5 年を経過した時点で貸付契約が締結されていない、或いは貸付実行が開始されていない等の案件、「未了案件」とは、政策決定後 10 年を経過した時点で貸付実行が未了である等の案件を指す。

^{*2}: 交換公文 (E/N) 供与限度額 10 億円以上の無償資金協力プロジェクト、及び E/N 供与限度額 150 億円以上の有償資金協力プロジェクトについて事前評価を実施。

各省庁による評価

外務省以外の各府省庁も、所管する分野の政策立案、施策・事業実施に関して政策評価法などに基づく評価を行う中で、ODA に関する評価も実施しています。詳細はリンク先の各府省庁のホームページを参照ください。

▶ 金融庁

新興国の金融当局者を対象とした研修事業（監督者セミナー）

https://www.fsa.go.jp/common/budget/kourituka/03_R4/saisyuu/22_0022.pdf

（令和 3 年度実施事業に関するレビューシート事業①参照）

▶ 総務省

ICT 分野における国際戦略の推進

https://www.soumu.go.jp/menu_seisakuhyouka/kekka.html

（主要な政策に係る政策評価の事前分析表（令和 3 年度実施政策）参照）（当該政策は非 ODA 事業を含む）

▶ 財務省

開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

https://www.mof.go.jp/about_mof/policy_evaluation/mof/fy2021/evaluation2/index.html

（一括版の 239-256 ページ参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 文部科学省

「豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kouritsu/detail/block30_00038.htm

（令和 2 年度の事業に係るレビューシート「施策 13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進（0421-0452）」参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 厚生労働省

国際社会への参画・貢献

<https://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/hyouka/keikaku-kekka.html#hyouka>

（政策評価事前分析表参照）

▶ 農林水産省

総合的な食料安全保障の確立

https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r4/f/04_bunya05.html

（令和3年度の事業に係る行政事業レビューシート：案件名「0101：国際機関を通じた農林水産業協力拠出金」参照）
（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 経済産業省

海外市場開拓支援・対内投資

https://www.meti.go.jp/policy/policy_management/seisaku_hyoka/2021/index.html

（令和3年度政策評価書（事後評価書 4-2）参照）（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 国土交通省

国際協力、連携などを推進する

<https://www.mlit.go.jp/common/001423517.pdf>

（当該施策は非 ODA 事業を含む）

▶ 環境省

地球環境保全に関する国際連携・協力

<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

（当該評価案件は非 ODA 事業を含む）

▶ 国際協力機構（JICA）による評価

JICA は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力（JICA 所管分）の3つの援助スキームの個別事業の評価（協力金額の規模に応じた外部評価者による外部評価、在外事務所などによる内部評価）を行うとともに、地域、課題別、援助手法など、ある一定のテーマを設定した総合・横断的な評価、エビデンスに基づく事業実施のためのインパクト評価、事業効果の発現過程に焦点を当てたプロセスの分析などを実施しています。

評価に際しては、「学び」の観点から、事業のさらなる改善に向けた評価結果の活用を念頭に置くとともに、評価の客観性や透明性の確保、評価結果の公開など、「説明責任」の確保にも取り組んでいます。

▶ JICA ホームページ

事業評価

<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

▶ 被援助国政府・機関などによる評価

外務省は、毎年1件程度、被援助国側の評価能力を向上させること、ODAの管理改善と説明責任の確保、日本のODAに対する被援助国側の理解の促進を目的として、保健、交通、防災分野などの開発プログラム評価案件を被援助国の政府・機関、民間コンサルタントや評価専門家などに依頼して評価を実施しています。

（令和3年度実施「ガーナ野口記念医学研究所に対する日本のODAプロジェクト2件の評価」へのリンク）

外務省 ODA 評価結果フォローアップ

外務省は、第三者評価から得られた提言について対応策を策定し、その実施状況の確認を行っています。

2021 年度提言への対応策

2021 年度に実施した 5 件の ODA 評価における提言への対応策は以下のとおりです。

東ティモール国別評価

提言 1：「質の高い」ODA 供与による、東ティモール経済の離陸支援

質の高いインフラ・防災を始めとする日本の強みを活かした分野における支援を引き続き実施し、また、無償資金協力と技術協力の連携を図ることにより開発効果を高め、東ティモールの更なる経済発展に寄与していく。案件形成においては、案件選定のプロセスから、日本の技術と強みが活かせるよう留意する。

提言 2：LDC 卒業を見据えた環境インフラへの支援拡充

引き続き、本邦技術活用条件 (STEP) (注) を含む円借款による環境インフラへの支援を検討する。その際には、先方政府と協議を重ね、先方のニーズに合い、また、日本の強みを活かせる分野での支援を検討する。

(注) 本邦技術活用条件 (STEP) は、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、開発途上国への技術移転を通じて我が国の「顔が見える援助」を促進するため、平成 14 年 (2002 年) 7 月に導入されたもの

提言 3：外国人技能実習制度と連携した、職業人・産業人の育成

JICA では 2021 年 4 月に設置された外国人材受入支援室を中心に、在外拠点、国内拠点等を通して、開発途上国の経済発展と日本国内の地域活性化に貢献すべく取り組んでおり、東ティモールとの技能実習の受入れ協定の締結状況も確認しながら、今後の取組を検討していきたい。

提言 4：「投資先として選ばれる国」づくりのための環境整備と観光資源の開発推進

東ティモールの国づくりに寄与すべく、ガバナンスの分野において毎回の国政選挙の際に支援を実施しているが、法整備についてもニーズを踏まえた支援を継続する。また、産業多様化に資する支援を検討する。

提言 5：「強靱なインフラ」づくりのためのインフラセクター全体を俯瞰した政策的貢献

独立回復以降、継続的に支援している道路維持管理分野の一層の能力向上を図るべく、実施中の道路インフラ品質管理に関する専門家派遣を含め、本分野における協力を継続する。他ドナー国や世界銀行、アジア開発銀行のエコノミストとの協議に積極的に参加し、インフラ分野における日本の経験や教訓の共有を行い、政策レベルでの対話に今後一層貢献できるよう努める。

提言 6：東ティモールの統治能力を強化するための日本の ODA の戦略的拡大

今回の国別開発協力方針の改定の際には、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) を始めとする上位外交政策で定めている重点分野について明確化することを検討する。また、引き続き、それらを意識して案件形成する。

ペルー国別評価

提言 1：基本方針「持続的経済発展への貢献」の維持

現在の 2017 年 9 月付け国別開発協力方針を改定する際に、基本方針「持続的経済発展への貢献」の維持の適切性につき、提言を踏まえ検討する。

提言 2：「選択と集中」：3つの重点分野への各種 ODA スキームによる支援の継続

現在の 2017 年 9 月付け国別開発協力方針を改定する際に、3つの重点分野「経済社会インフラの整備と格差是正」、「環

境対策」、「防災対策」に対する支援を継続する必要性につき、提言を踏まえて検討する。

提言3：多様な主体の資金・活動との連携強化

今後の支援においては、民間セクターや国際機関との連携並びに効果的な ODA スキーム間（有償、無償、技術協力）の連携について、引き続き積極的に可能性を追求する。

提言4：長期的な人材育成につながる技術協力の継続の必要性

ペルーでは、これまでも SATREPS（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）のスキーム等を通じ大学・研究機関との連携案件を積極的に採択しているが、今後の支援においても、引き続き官学連携をより進化させることに資する案件の実施の可能性を追求する。

提言5：日系人社会との連携の維持

各種 ODA スキームでの案件形成において、日系人社会との連携が可能な要素の有無に着目し、右要素のあるものについては、連携の可能性を追求していく。

提言6：ペルーの自然環境及び気候変動の影響を踏まえたインフラニーズへの対応

今後、インフラニーズに対する支援を検討する際には、対象地域の自然環境や気候変動の影響、地方分権化の状況、環境社会配慮の適切な実施に十分配慮する。

マラウイ国別評価

提言1：日本の中小企業やNGOの進出、投資環境の整備に資する措置を強化

マラウイへの海外からの企業・NGO の進出や投資の参入障壁につき検証した上で、対応の必要性・妥当性が認められる場合、対応可能な専門家の数の制約やアフリカ内の優先順位を考慮した上で、技術協力案件による法律専門家の派遣や課題別研修の実施を検討する。「ABE イニシアティブ」の選考基準の修正提案については、既に民間企業関係者や起業家は含まれるため、選考基準の見直しではなく、提言に留意しつつ、適切な選考を行っていく。

提言2：留学生・研修員の人材バンクを設置し、ネットワーク構築と活用を強化

過去の留学生・研修員の情報をオープンソースとして提供・活用することは個人情報保護の観点から適当ではないが、引き続き元留学生・研修員の同窓会の活動促進を通して効果的なネットワーク構築を促進していく。（ABE イニシアティブでは帰国研修員と日本企業の交流を目的とした「ネットワーキングイベント」や帰国研修員の活動報告及び日本企業との交流を目的とした帰国報告会・ネットワーキングイベント等のプログラムを実施している。）

提言3：JICA海外協力隊とマラウイ側中核人材の戦略的・継続的活用を図る

マラウイのシニア海外協力隊員や専門家選考では、ポストに求められる能力本位で選考していくが、同国での協力隊経験が有用と判断されるポストについては、協力隊経験を考慮する。

既に、マラウイの元日本支援事業担当者や元研修員が日本の支援案件に関与しているケースは多々あり、今後の両国関係のキーパーソンとなる可能性があることを認識。提言に留意し、予算の制約も踏まえつつ、ケースバイケースで高い効果が見込まれる場合は、更なる関係強化を検討する。

提言4：マラウイの一般市民に向けた外交広報戦略の強化を図る

マラウイにおいては、依然として新聞やラジオ等の既存の広報媒体の影響力が強いと認識。そうした事情を踏まえつつ、提言を踏まえた対外発信強化のため、JICA現地事務所による、発信力のある元マラウイ研修員・留学生の特定、彼らに対する SNS などでの情報発信依頼の可能性を検討していく。

インフルエンサーやアーティストの活用を含め、ケースバイケースで効果的な情報発信のあり方を検討していく。

教育協力政策の評価

●日本の協力教育政策内容への提言

提言1：重要分野の優先順位付け

次期政策策定時に、重要分野に掲げている支援の優先順位付けが可能かどうか、検討する。

提言2：期間・目標の設定

次期政策策定時に、政策の実施期間、達成すべき目安や目標の設定をどのように盛り込めるか検討する。

提言3：政策内容（目的・対象分野の表記、他アクター・事業との連携推進、他）

次期政策策定時に、協力の目的、対象分野などを分けて記載できるか検討する。本政策では、地域内の情報交換や相互協力、多様なアクターとの効果的な連携・協力、効果促進のための各種援助スキームの活用、他開発セクターの活動の取り込みにおいて数多くのグッドプラクティスが出てきており、「みんなで支えるみんなの学び」に貢献しているとの評価を得たところ、そのような取り組みを継続し、引き続き、教育協力効果を拡大し、持続性を高めるとともに、日本の支援の効果を確かなものとするべく、被援助国との長期的な信頼関係の構築・維持に努力する。また、引き続き多様な援助モダリティを維持できるよう努力する。

●日本の教育協力政策の策定・実施過程への提言**提言4：政策策定時の既存のプラットフォームの有効活用**

教育協力政策の策定においては、関連省庁、JICA、有識者等の意見を聴取しながら策定されてきてはいるものの、より開かれた透明なプロセスで議論できるよう、既存のプラットフォームを有効活用することを検討する。

提言5：政策実施の点検における既存のプラットフォームの有効活用

これまで国際教育協力連絡協議会において政策の実施状況は確認されてきているが、開催頻度が限定的であったため、今後は年に複数回開催することで、政策の実施状況を確認する機会を増やせるよう努力する。また、適切なタイミングで第三者評価を実施できるよう、政策の実施期間等の設定につき検討する。

提言6：文科省の知見・協力の取り込み

国際教育協力連絡協議会に外務省、文部科学省、JICAの三者が出席し、情報共有を行っているところであるため、別途三者のみの定期会合の開催が必要かどうかについては、文部科学省及びJICAに相談し、検討する。

提言7：リーダーからの発信とODA実施機関への継続的周知

これまで、日本のリーダーから国際社会に対し、適切なタイミングを捉え、同政策の発信を行ってきている。また、同政策の周知に関し、省内、在外公館、JICAへの継続的な周知について検討する。

提言8：個別案件のモニタリングにおける外交の視点

案件の採択段階において外交的重要性について確認し、案件の実施段階から、現地在外公館やJICA在外事務所と情報交換をしながら、協力の波及効果について外交の視点を持ってモニタリングや各種調査を行うことを検討する。案件の評価においては、相手国政府、大使館・総領事館、JICA在外事務所への聞き取りなどを通して、外交的重要性や波及効果に関する情報収集と確認を行い、関連する情報があれば報告書に記載することを検討する。

平成29年度スリランカに対する経済社会開発計画の評価**●プロジェクトへの提言****提言1：大使館員による現地モニタリングの早期実施**

新型コロナウイルスの感染状況及び経済危機により不安定化する社会経済情勢・治安を十分に考慮し、早期に行うべく調整中。

提言2：トリンコモリー港周辺の開発支援に向けた戦略の検討

トリンコモリー港周辺地域の経済開発支援として、例えば円借款「復興地域における地方インフラ開発計画」（2017年4月E/N署名、129億5,700万円）を実施しているが、引き続き同港周辺地域の経済開発支援について検討していく。

● 外務省が実施する無償資金協力（経済社会開発計画）への提言

提言3：プロジェクトに関するより積極的な情報発信

今後、現地モニタリングや完工式のタイミングも踏まえ、本案件の広報を積極的に行っていく。他の無償資金協力（経済社会開発計画）案件に関しても、時宜を得た情報発信の更なる強化に努める。

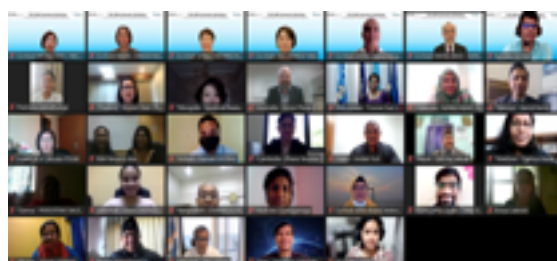
提言4：プロジェクトの目的や効果発現に向けたロジックの明確化

「経済社会開発計画」の案件形成に際し、目的や効果発現に向けたロジックを明確化するための具体策につき、検討している。

コラム

第 17 回 ODA 評価ワークショップ～初のオンライン開催

外務省は、アジア大洋州地域における ODA 及び ODA 評価に関する理解増進や同地域の開発途上国の評価能力の向上、途上国側のオーナーシップ・透明性の向上や開発の効率化を目的として、2001 年以降ほぼ毎年、ODA 評価ワークショップを開催してきました。2022 年 2 月の第 17 回会合は、2019 年 1 月にタイで開催した第 16 回会合以来、新型コロナウイルス感染症の影響により 3 年ぶり、また、初めてのオンライン方式で、「新時代における評価の役割－多くの課題と機会」というテーマの下、アジア太平洋評価学会（APEA）と共催で実施しました。



アジア大洋州地域の評価の専門家が集うネットワーク組織である APEA と共催することで、評価をめぐる専門的かつ時宜を得た情報提供が可能になりました。さらに、日本の評価の取組を広く評価コミュニティに発信する絶好の機会ともなりました。

初のオンライン形式での開催にあたっては、各国毎に異なる通信状況やオンライン・プラットフォーム利用の習熟度に加えて、これまでのワークショップの「交流型」、「参加型」という特色をいかに維持できるかといった点で、様々な配慮や工夫が必要でした。結果的には、近年開催した対面形式の会合を上回る 25 か国・3 機関から 55 名の参加が得られ、共同議長や各セッションの進行役の手腕により、活発な議論、意見交換が行われました。

参加者が増えた要因としては、評価能力強化のニーズは高いものの近年未招聘だった島嶼国から積極的な参加が得られたこと、国外渡航を伴わないことにより各国からの参加者の予定の調整が容易だったことなどが推察され、オンライン開催の利点が活かされたと考えています。参加者の多くから、各セッションの内容は業務と関連した有益な内容であり、満足度の高いプログラムであったとの声が聞かれました。

「交流型」、「参加型」というこれまでのワークショップの特色が維持されたという一定の評価を得た一方で、もっと経験の共有や発言を行いたい、双方向で対話型の演習が増えるといいなど、より積極的な参加や交流を期待する声も寄せられました。対面式よりも参加者の一体感や交流している手応えを感じにくいなど、オンライン形式の会合の難しさがあることが分かりました。

外務省は、これまでの経験から得られた成果や課題を踏まえつつ、今後もよりよいワークショップのあり方を考えていきます。第 17 回会合を含むこれまでのワークショップの報告書は、外務省ホームページに掲載しています。是非ご覧下さい。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka/siryo_3_b.html

▶ 2020 年度提言への対応策の実施状況

2020 年度の第三者評価から得られた提言に対する対応策の実施状況（2022 年 9 月時点）は以下のとおりです。[\(2020 年度評価報告書へのリンク\)](#)

ブラジル国別評価

提言 1：開発協力の戦略性の強化



対応策の実施状況

同国の熱帯雨林保全が世界的に注目を浴びている昨今の状況を踏まえ、「先進的レーダー衛星及び AI 技術を用いたブラジリアマゾンにおける違法森林伐採管理改善プロジェクト」を 2021 年度より開始する等、戦略性を持った開発協力を実施している。また、同国で甚大化する洪水・土砂災害への対応に際し、緊急援助物資の供与や、過去及び実施中の防災分野における協力を活かし、日本の防災分野の専門家がブラジル関係者の土砂災害現場の視察や復旧手法の検討に参画する等、各協力手法を組み合わせた開発協力を実施している。なお、これらの取組につき SNS などを活用した積極的な情報発信を行っており、同国及び本邦メディアでも取り上げられている。

提言 2：三角協力を軸としたブラジルのドナー化支援を通じたパートナーシップの強化



対応策の実施状況

日伯パートナーシッププログラム(JBPP)年次会合において、今次評価を通じて整理された三角協力に係る好事例・教訓等を共有した。また、各種ドキュメントへの電子署名の導入など、三角協力の効率的かつ迅速な実施に向けた方策をはじめとして、三角協力の発展について引き続き検討していく。

提言 3：三角協力における関係国間の対話の強化



対応策の実施状況

ブラジル国際協力庁との定期協議を引き続き実施しており、同庁との間で実施案件のモニタリング及び今後の協力の方向性を含む全体の方針等について、協議を継続している。実施中のプロジェクトについての三か国間での

モニタリング・評価体制については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、研修員の渡航、受益国へのブラジル側の詳細計画策定調査団及び専門家派遣に困難が生じ、オンラインで柔軟に対応しているところ、感染状況を見つつ、引き続き検討する。

提言 4：民間連携を活用した社会課題解決の促進



対応策の実施状況

JICA と米州開発銀行多国間投資基金 (IDBLab) は共催でオープンイノベーションチャレンジ「TSUBASA」を形成。ブラジルを対象にしたカーボンクレジットに関連するスタートアップ企業の参戦等、BtoG（企業対行政）のみならず BtoB（企業対企業）の枠組みでも社会課題解決に向けた環境づくりを進めている。また、JICA と日本貿易振興機構 (JETRO) は現場レベルでも頻繁に協議しており、スタートアップ支援においては双方協力体制にある。さらに、JICA 国内機関と JETRO が連携してブラジルビジネスセミナーの実施を支援している。

モンゴル国別評価

提言 1：モンゴルの持続可能な経済成長と社会の安定的発展に向けたより明確な地域開発戦略と事業計画の策定



対応策の実施状況

次期の国別開発協力方針改定にあたり、開発面からの情報となる JICA 国別分析ペーパー (JCAP) 骨子が策定され、外務省へ提供された。同骨子案は、モンゴル政府のみならず世界銀行 (WB)、アジア開発銀行 (ADB)、国際通貨基金 (IMF) とも協議し、これら機関の経済協力方針との整合性を図った上で策定されたもの。地域開発戦略については、今後、モンゴル側が、各地のリソース・開発状況に合わせて、地域別の特色を出した開発戦略を形にしていくタイミングであり、それらモンゴル側の方針も踏まえて、地域別の支援策を策定していく予定。

提言 2：頻繁な人事異動に対するリスク軽減の取組強化



対応策の実施状況

2019 年公務員法の改訂により、公務員が留学しても同じポストに戻ることが義務付けられるようになり、施行後運用が広がることで、プロジェクトの継続性が徐々に担保されつつある。また、公務員志願者の能力が向上した結果、合格率が 2022 年時点で前年比 2.8 ポイント改善し、徐々に能力のある人材が充足される傾向にあると言える。加えて、事業実施の面でも、プロジェクトのカウンターパート機関として、主務省だけでなく傘下の庁もワーキンググループに加えることで、関係機関に広くノウハウが残るような協力形態の導入の取組も進めている。

提言 3：省庁再編が頻繁に発生する国における取組強化



対応策の実施状況

2022 年 1 月に国家開発庁が経済開発省へ刷新され、経済

協力の担当窓口も変更になったが、速やかに情報収集を行うとともに、早いタイミングで同省へ日本の協力方針を説明するなど、省庁再編による協力関係への影響を最小限にするよう努めている。なお、本件国別評価を行った 2020 年以降、議会選挙は実施されていないが、次回選挙が行われる 2024 年に向け、選挙動向に関する情報収集に努める。

提言 4：複数の省庁が関係する事業における関係者の役割分担の明確化



対応策の実施状況

「障害児のための教育改善プロジェクト」(フェーズ 1：2015 年 8 月～2019 年 7 月、フェーズ 2：2020 年 9 月～2024 年予定) や「ウランバートル市における障害者の社会参加促進プロジェクト」(2016 年 5 月～2020 年 5 月) 等で実施している試みに続き、今後開始予定の「モンゴル日本病院における病院運営及び医療人材教育機能強化プロジェクト」(2022 年内開始予定) では、プロジェクト実施中の状況の変化に応じた協力を得られるよう、教育省と保健省をメンバーとするワーキンググループをプロジェクト開始時に立ち上げ、プロジェクト期間中は四半期ごとの会合を行うこととしている。

ルワンダ国別評価

提言 1：貧困層が裨益する開発の継続的な推進



対応策の実施状況

栄養に係る円借款事業の効果の定着と更なる発現のために、栄養アドバイザーを派遣し、栄養普及のための政府の計画策定やモニタリングへの支援をしている。水・衛生分野においては、技術協力プロジェクト「キガリ市水道事業体運営改善プロジェクト」を開始し、キガリ市水道事業体のサービス強化や無収水（漏水や盗水により料金徴収ができない水）対策の強化を通じた貧困層を含む水の安定供給を支援している。教育分野においても「ICTを活用した初等理数科学びの改善プロジェクト」を開始し、教育のデジタル化を推進することで教育の質とアクセスの向上を支援している。また、日本 NGO 連携無償資金協力による支援も継続しており、農村部での収入創出・雇用創出のために、農村部の貧困層を含む地域住民を対象に道路整備に係る職業訓練などを実施している。

提言 2：アフリカ地域の情報通信技術（ICT）分野等の知識ハブを目指すルワンダの後押し



対応策の実施状況

ICT 分野における技術協力プロジェクト「デジタル・イノベーション促進プロジェクト」では、ルワンダ商工会議所のネットワークを活用し、現地パートナーの紹介や実証事業選定における協力を得つつ連携していくことを検討している。また、同技術協力プロジェクトやビジネス・イノベーション創出に向けた起業家支援プロジェクト「Project NINJA」において、近隣国とのネットワーキングの機会を創出している。

提言 3：日本企業等の多様なアクターとの連携促進



対応策の実施状況

知日派のルワンダ人人材の育成、ルワンダ企業と日本企業との間のネットワークの活用促進に向け、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）を継続し、日本国内の企業とのマッチング機会を創出している。ICT 分野の技術協力プロジェクト「デジタル・イノベーション促進プロジェクト」を開始し、

引き続き両国企業の協働機会を設けることに努める。また、ルワンダ大学で継続的に日本の開発について講義を行う JICA チェアを取組を開始し、大学との連携促進も行っている。

提言 4：東アフリカ共同体（EAC）地域全体の経済連携支援の強化



対応策の実施状況

EAC 加盟国の情勢を注視しつつ、従来実施してきたワン・ストップ・ボーダー・ポスト（OSBP。通常は出国側、入国側でそれぞれ輸出入の手続きを要するところを、1回で済ますことにより、物流の促進を図るもの）設立支援及び能力強化のための研修に加え、国際機関を通じた無償資金協力による X 線スキャナー等の調達や国境における保健状況の基礎調査等、多様な支援・調査を実施している。

提言 5：EAC やアフリカ大湖地域等地域事情のより積極的な考慮と情報公開



対応策の実施状況

今後の国別開発協力方針の改定の際には、引き続き地域事情を考慮した上、その結果を可能な限り反映させることを検討している。

提言 6：国際機関拠出金・草の根人間の安全保障無償に関わる情報公開促進



対応策の実施状況

国際機関拠出金の案件に係る引き渡し式の様子や草の根・人間の安全保障無償資金協力の案件内容など、日本の対ルワンダ ODA に関する情報を在ルワンダ日本国大使館ホームページに掲載した。

平成27年度ヨルダンに対する 経済社会開発計画の評価

提言1：丁寧な案件説明の必要性



対応策の実施状況

その後の経済社会開発計画の案件説明では、案件の背景や開発課題、裨益対象者の設定等に関する意思決定プロセスや案件形成過程について、理解しやすい丁寧な説明を行うよう努めている。

提言2：目標体系図の導入による成果管理



対応策の実施状況

経済社会開発計画の案件形成において、可能な範囲で、案件形成の初期段階から先方政府と設定し得る成果を共有するなど、より成果を見据えた案件形成や成果管理に努めている。

提言3：効果的な広報の実施



対応策の実施状況

個別案件の広報においては、中東地域の安定のために重要な役割を果たし、困難がある中で経済的・社会的な課題に真剣に取り組んできたヨルダンを支持するとともに、責任ある国際社会の一員としての我が国の難民支援や人道支援のあり方を積極的にアピールする内容となるように努め、国民の理解が深まる広報に努めている。

提言4：機材・製品の運用と維持管理にかかるモニタリングと効果測定



対応策の実施状況

引き続きモニタリングを行うとともに、その後の経済社会開発計画の案件では、こういった管理・運用状況の把握が可能かについて先方政府と相談し、可能な範囲での体制整備の模索に努めている。新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮しつつ、状況が許せば現地視察を通じた利用状況のモニタリングを行っていく。

平成29年度モザンビークに対する 経済社会開発計画の評価

提言1：開発ニーズの分析に基づく案件の成果設定と管理



対応策の実施状況

その後実施された燃油等を供与する案件は、市場での供給量及び価格の安定化や、窮乏する政府財政の負担軽減を目的としており、効果測定指標の設定は困難だったが、プレスリリースでは期待される効果について可能な範囲で具体的な記載に努めた。

提言2：調達品の引渡し後のモニタリングの改善



対応策の実施状況

類似案件では、先方政府に対して、消耗品の利用状況や効果の発現状況について報告書等を提出するよう求めている。

提言3：日本及びモザンビーク国内向けの広報活動の促進



対応策の実施状況

その後実施された燃油等を供与する案件は、案件の意義・重要性を可能な範囲で具体的にプレスリリースに記述するよう努めた。先方政府に対しては署名式等の機会を捉えて被供与国国民向けに広報するよう要請しており、先方外務大臣が我が方大使とともに記者会見を行って現地メディアに対して広報した例もある。

編集後記

例年より一足早く、「ODA 評価年次報告書 2022」が完成しました。今回、長年当省の ODA 評価をご支援いただいている山谷同志社大学教授に寄稿をお願いしたところ、過去 30 年間の ODA 評価年次報告書の変遷についてご執筆くださいました。ODA 評価の歴史を年次報告書の「形」の中で振りかえるというユニークな考察で、ODA 評価が時代の要請に応じて変化してきたことがわかります。そうした推移を経て今、年次報告書では読者の皆様にわかりやすく簡潔に ODA 評価の情報を伝えることに力を入れています。

また今回は、評価結果のフォローアップに関する記述の充実を図りました。各評価報告書では評価結果に基づいて様々な提言がなされます。当省関係部署・在外公館や JICA はそれらの提言内容を受け止めて吟味・検討し、その後の政策や事業の改善に努めており、評価結果と合わせてそうした取組を紹介することで、ODA に対する理解をさらに深めていただければと考えています。

現在、開発協力大綱の改定に向けた議論が進んでいます。大綱改定のためのプロセスは、2015 年以降の ODA や ODA を取り巻く状況を振り返り、今後目指すべき方向を検討するという点で、広い意味での評価に近いところがあります。また、ODA 評価もそのプロセスに寄与すべく、現行の開発協力大綱の下で実施した ODA 評価を素材に、大綱の切り口からレビューを行い ODA 政策、ODA 事業の大綱との整合性や達成状況を確認する業務を、第三者評価チームに委託して進めています。時代の変化に即してアップデートされる新しい大綱の下でも、ODA の管理改善と国民への説明責任の確保のために、着実に ODA 評価を実施していきたいと思います。

大臣官房 ODA 評価室長
西野恭子

関連ウェブサイト

- ▶ 外務省 / ODA ホームページ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>
- ▶ 外務省 / ODA 評価ガイドライン
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100205689.pdf>
- ▶ 外務省 / ODA 評価ハンドブック
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100205690.pdf>
- ▶ 外務省 / ODA 評価報告書（第三者評価）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka01.html
- ▶ 外務省 / ODA 評価年次報告書
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka02.html
- ▶ 外務省 / 政策評価法評価
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html
- ▶ 開発協力大綱
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/taikou_201502.html
- ▶ 外務省 / 開発協力白書
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html>
- ▶ 外務省 / 国別開発協力方針（旧国別援助方針）
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html
- ▶ 国際協力機構（JICA） / 事業評価
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>
- ▶ 経済協力開発機構開発援助委員会（OECD-DAC）開発評価ネットワーク（英語）
<http://www.oecd.org/dac/evaluation>
- ▶ 国連ミレニアム開発目標（MDGs）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html>
- ▶ 持続可能な開発目標（SDGs）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>
- ▶ 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>
- ▶ 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/>

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 Tel：03-3580-3311（代）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>

ODA評価

年次報告書 2022

外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan